

# 納税管理人申請書

## ( 新規・変更・廃止 )

美馬市長

殿

(市県民税)

|  |                 |
|--|-----------------|
| 申 請 年 月 日  | 年 月 日           |
| 申 請 事 由  | 新 規 ・ 変 更 ・ 廃 止 |
| 納税義務者  | 住 所             |
|  | ふりがな<br>名 前     |
| (電話番号 - - )  |                 |
| 納税管理人  | 住 所             |
|  | ふりがな<br>名 前     |
| (電話番号 - - )  |                 |
| <b>* 変更の場合のみ記入</b>   |                 |
| 旧<br>納税管理人   | 住 所             |
|  | ふりがな<br>名 前     |
| (電話番号 - - )  |                 |
| 納税管理人を定める必要が生じた日   | 年 月 日           |
| 地方税法第300条及び美馬市条例第25条の規定によって申請します。<br>年 月 日<br>名前 (納税義務者) _____ (印)                             |                 |
| 納税管理人を承諾しました。<br>年 月 日<br>名前 (納税管理人) _____ (印)   |                 |
| <b>納税義務者廃止届</b><br>納税管理人を廃止したので届け出ます。<br>年 月 日<br>名前 (納税義務者) _____ (印)<br>名前 (納税管理人) _____ (印) |                 |

### ◎地方税法第300条

市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

### ◎美馬市税条例第25条

市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。